

# 令和2年度事業計画書

社会福祉法人小田原市社会福祉協議会

## [基本方針]

少子高齢化の進展に伴い、地域社会や家族の機能が大きく変化する中、様々な生活課題が多様化・複雑化しています。

国では地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会の実現」を提唱し、地域住民が「我が事」として地域づくりに主体的に取り組む仕組みづくりと、公的福祉サービスへのつながりを含めて地域の課題を「丸ごと」受け止める総合相談支援の体制整備が進められています。また、成年後見制度の利用促進として、全国どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整えることを目的に、全市区町村に対して同支援の地域ネットワーク機能等を持つ「中核機関の設置」を努力義務として位置付けています。

このことを踏まえ、本会では「いのちを大切にするケアタウンおだわら」を基本理念として「生涯を通じいきいきと暮らせるまち」を目指す「第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画」に沿った事業を推進・展開し、特に、地域福祉推進の核となる地区社会福祉協議会と協働して、地域安心見守り活動、地区内連携強化のための地域活動参加促進活動のほか、サロン活動の拡充、地域福祉コーディネーター会及び生活応援隊の推進を重点活動として取り組みます。

また、令和2年度は新たに「地域福祉相談支援事業」を小田原市から受託し、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」及び「生活支援体制整備事業コーディネーター業務」と一体的に総合的な支援体制を強めていくほか、地域と社会福祉法人の連携・協働活動も目指した具体的な取り組みに着手し、地域福祉活動を重層的に展開していくものとします。

一方、成年後見制度の利用促進については、第4期地域福祉活動計画の策定に併せて市の関係各課と連携し、準備に取り組みます。

## [重点目標]

### 1 地域福祉活動計画の推進・管理

第3期地域福祉活動計画の市民への周知に努めるとともに本計画が効率的に推進できるよう、市や地区社協会長、自治会長、民生委員・児童委員、福祉施設、各種市民活動グループ等と引き続き連携を強化し、計画の実現に努めます。また、本計画が計画期間の4年目を迎えたことにより、各種事務事業の実績等を踏まえ、市と連携して第4期計画の策定準備に着手します。

### 2 会員の加入促進に向けた取り組みの推進

自主性のある運営と事業推進を図るためには、財政基盤の安定化が不可欠であり、住民に対して会員となることの意義や会費の目的・使途等を「社協

おだわら」等により積極的に周知し、加入促進に向けた取り組みを強化していきます。

また、市社協及び地区社協の重要な活動財源であることから、より理解を得られるよう市民及び企業等に向けた情報発信を行います。

### **3 市内26地区社会福祉協議会の支援及び連携強化**

地域福祉を進めるためのネットワーク形成の「核」である地区社協に対して、各種活動等で把握した各地域の特性や課題を的確に踏まえたうえで、さまざまな場面での支援や連携を強化します。

### **4 支え合いの体制づくりの推進**

要援護者に対する見守りを主な目的とする「きずなチーム活動」や地域住民のふれあいの場として拡充しつつある「サロン活動」、制度的な枠組みでは対応できない生活課題を住民が解決する「生活応援隊活動」など、地域における取り組みに対する支援を強化し、支え合いの体制づくりに努めます。

### **5 ボランティア活動の充実強化**

地域の諸団体や行政と連携のうえ、相談、広報啓発、学習（育成）及び寄付（助成）といったボランティアセンター機能の充実強化を図るとともに、福祉ボランティアスクールをはじめとする各種講座の開催などの地域福祉活動計画に沿った事業を展開します。

### **6 介護保険制度等に基づく事業の適正な運営**

介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、適正なサービスの提供及び質の向上に努めます。

## 7 総合相談体制の推進

制度の狭間の問題を解消し、社会的孤立を防ぎ、地域住民のあらゆる生活課題を受け止める体制をつくり、生活課題の予防、早期発見・早期解決など多様な担い手との協働により生活支援の強化に努めます。

令和2年度は、相談支援体制の充実・強化として、福祉まると相談事業に地域福祉相談支援員を追加配置し、アウトリーチを通じた問題発見と自立に向けた伴走、関係機関等との支援サービスの調整、地域活動団体等と協調した地域資源の活用などに取り組みます。

## 8 成年後見制度利用促進（中核機関設置）に向けての検討

市及び法律専門職等と連携し、成年後見制度の利用促進に向けた本市に相応しい中核機関の在り方について検討します。

### [主な事業]

#### 1 市社協組織体制及び活動の強化

地域福祉の中心的組織としての機能を発揮するため、組織体制を強化し、事業運営を円滑に推進します。

##### (1) 法人運営関係会議

市社協運営と責任ある執行体制の確立を強化するため、関係会議を定期的を開催します。

- ① 役員幹部会 … 年5回開催
- ② 理事会 … 年5回開催
- ③ 評議員会 … 年3回開催（うち、定時評議員会1回）
- ④ 監事会 … 年2回開催
- ⑤ 評議員選任・解任委員会 … 適宜

##### (2) 地区社協関係会議

地域福祉を第一線で担う地区社協との連携を密にし、地域・在宅福祉活動の充実を図るため各種会議を開催します。

- ① 地区社協会長会議 … 年3回開催

② 地区社協広報担当者連絡会 … 年1回開催

(3) 運営委員会

① ボランティアセンター運営委員会 … 年1回開催

ボランティアセンターの事業である寄託金品の取扱いや、その他の目的を達成するために必要な事業の適正な運営を図るため、運営委員会を開催します。

② 交通遺児援護基金運営委員会 … 年1回開催

支度金及び激励金交付の適正を期するため、運営委員会を開催します。

(4) 研修・研究事業

役員等の資質を高めるとともに、市社協の事業等運営の充実及び強化を図るため、研修会等を開催します。

① 役員等研修会（対象：理事・監事・評議員）

② 職員研修

③ 地区社協及びボランティア研修等への積極的な職員の派遣

(5) 社会福祉法人・福祉施設との連携・協働の促進

地域福祉の発展強化を図るため、社会福祉法人や福祉施設との連携・協働を促進します。

(6) 財政基盤の安定化に向けた取り組みの推進

組織管理体制の充実と健全な事業運営等が確立できるよう、経営管理部会を開催します。

① 経営管理部会 … 年3回開催

(7) 情報公開の総合的な推進

市民の福祉活動への理解や信頼や積極的な参加を促進することを目的に、情報公開の総合的な推進を図ります。

## 2 広報・啓発活動の推進

市社協事業、地区社協活動やボランティア活動への取り組みが、より市民に理解され主体的な参加が得られるよう、広報紙「社協おだわら」の充実を図ります。また、市社協の活動や地域福祉に対する市民の関心が一層深められるよう、各種イベント・行事等への参加・協力を通じ、啓発活動の推進を図ります。

- (1) 社協会費 PR 紙の発行 … PR 紙を年 1 回発行し、社協会費及び会員に関する情報発信を行います。
- (2) 広報編集委員会 … 年 8 回開催／広報紙「社協おだわら」のより一層の充実を図るため、編集委員会を開催します。
- (3) 広報紙「社協おだわら」 … 年 4 回発行
- (4) ホームページの管理と積極的な情報発信
- (5) 共同募金運動 PR 紙 … 年 1 回発行
- (6) 新年賀詞交歓会の開催
- (7) 各種イベント・行事等の企画及び参加・協力 … 随時

## 3 地区社会福祉協議会の育成・援助

市内 26 地区社協が各々の地域の生活福祉課題を明確にし、地域住民が主体的に役割を担いながら課題解決に向けた活動が進められるよう、活動費の補助や各種の情報提供、研修の場づくりを進めます。また、地域福祉活動推進の中心的な担い手として、さまざまな団体、機関等との連携を推進するとともに、サロン活動の推進、地区社協活動を担う新しい人材の育成及び活動拠点整備の研究に引き続き取り組みます。

なお、市社協の地区担当者を生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業コーディネーター業務）として位置づけ、両者の業務を一体的に取り組みながら、地域の高齢者を支える生活支援等のサービス提供体制の構築に取り組みます。

- (1) 会費納入実績額に応じた活動交付金を助成（一般会費分：約 45%、特別及び賛助会費分：50%）
- (2) 地区社協ブロック別運営費の補助
- (3) 各種活動費の補助（地域安心見守り事業、世代間交流事業、地区情報紙発行事業、地域活動参加促進経費）

- (4) 共同募金協力事務費の交付
- (5) サロン活動の推進（立ち上げ支援、運営費補助）
- (6) 三者（地区自治会連合会長・地区民生委員児童委員協議会会長・地区社会福祉協議会会長）合同研修会の開催
- (7) 地区社協活動拠点整備の研究
- (8) 地域福祉コーディネーター養成研修会の開催
- (9) 新任地区社協会長研修会の開催
- (10) 地区社協活動実践研修会の開催
- (11) きずなチーム代表者連絡会の開催
- (12) きずなチーム員研修会の開催
- (13) きずなチーム地区別研修会の開催支援
- (14) 地域福祉コーディネーター会の活動支援
- ㊦(15) 社協さんちの井戸端会議の開催
- (16) その他、地区社協が開催する各種会議、行事等への職員の積極的な派遣

#### 4 高齢者支援事業の推進

要援護等高齢者の日常生活を援助する一方、高齢者自らが行う生きがいを高めるための活動等に対して支援します。

- (1) 小田原市老人クラブ連合会事業費助成及び運営協力
- (2) 生きがいふれあいフェスティバルへの協力
- (3) 小田原市いきいき健康事業の実施
- (4) 小田原市食の自立支援事業の実施（高齢者世帯分）
- (5) 地域包括支援センター、福祉施設等との連携推進

(6) 小田原市アクティブシニア応援ポイント事業の実施

(7) 家族介護者支援事業の推進

## 5 児童福祉支援事業の推進

児童・生徒の健やかな成長を促進するための支援事業を推進するとともに、福祉への理解を深め、人権の尊重や社会参加活動への意義等について広く学ぶ機会を提供します。また、児童・生徒にも市社協事業の運営に携わってもらえる場をつくり、参加する側の視点に立った魅力的な事業展開を目指します。

(1) 小田原市子ども会連絡協議会 インリーダー研修会事業費の助成

(2) 交通遺児世帯に支度金、激励金、見舞金等を支給

① 市社協単独事業 小学校入学／中学校入学・卒業時／高等学校卒業時に支度金を支給

小学校1～5年・中学校1,2年・高等学校1,2年の各学年の課程修了時、満年齢が6歳に満たない遺児を扶養する世帯に激励金を支給

全対象遺児へ図書カードを支給

交通遺児世帯として登録したときに見舞金を支給

② 神奈川県社会福祉協議会受託事業 小学校入学／中学校入学・卒業／高校卒業時に激励金を支給

台帳登録後に見舞金を支給

(3) 父子家庭の児童等への支援

(4) 西湘地区里親会 里親会員研修・交流事業費の助成

(5) 学校との連携推進

(6) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業の推進（「子育て不安解消室」など相談機能の強化）

## 6 心身障がい者支援事業の推進



障がい者の自立と社会参加を支援するとともに、各種団体が取り組む事業を側面から援助します。また、各種活動を通して、この分野における地域との連携強化を目指します。

- (1) 小田原市食の自立支援事業の実施（心身障がい者世帯分）
- (2) 小田原市障がい者レクリエーション大会開催費の助成
- (3) 障害者スポーツ振興事業費の助成
- (4) 当事者団体等の活動支援
- (5) 福祉施設等との連携推進

## 7 ボランティア活動の促進とコーディネーター機能の充実・強化

住民の社会参加意欲の高まりとともにますます注目、重要視される本活動について、ボランティアセンターを中心にさまざまな機会を通じて住民のニーズを積極的に把握し、活動に対する援助を行うことにより誰もが気軽に参加、活動できる体制整備に努めます。

また、地域等で活動するボランティア育成のための各種講座、研修等の実施及び支援を行うとともにコーディネーター機能の充実・強化を図ります。

- (1) ボランティア相談事業と情報発信機能の充実
  - ① 活動にかかわる各種相談や情報収集及び提供
  - ② ボランティア希望者の登録とニーズの調整
- (2) ボランティアグループへの育成支援
  - ① 地区ボランティアクラブブロック別連絡会の実施及び連絡会開催費助成
  - ② 地区ボランティアクラブの育成
  - ③ ボランティアグループ等の活動費の助成

(3) 福祉教育の推進と学習・研修機会の提供

- ① 福祉施設体験学習の開催
- ② 福祉ボランティアスクールの開催（「障がい児支援ボランティア講座」他・一部「おだわら市民学校」と連携）
- ③ 移動福祉教育「福祉体験出前講座」の推進（車イス介助法）
- ④ 各種講座修了者のフォローアップ

(4) ボランティア活動従事者の顕彰

(5) 福祉機器等貸出事業

ボランティアセンターが所有・管理する福祉機器・行事用機材を市民に貸し出すことにより、介護者支援、福祉教育の啓発、地区における事業等の支援を図ります。

- ①福祉機器 … 車イス
- ②行事用機材 … 着ぐるみ、かき氷機、綿菓子機、ポップコーン機、オーバーヘッドカメラ、簡易テント
- ③講座用 … 車イス、高齢者疑似体験セット

(6) 各種イベントへの参加

- ①精神保健福祉地域交流事業への参加及び負担金の支出

(7) 障がい児余暇活動支援事業「障がい児遊びのひろば」の開催

(8) 市民福祉大学の開催

(9) 災害ボランティアセンターマニュアルに基づく訓練の実施（運営研修会の開催等）

(10) 全国社会福祉協議会「ボランティア活動保険」等加入手続窓口の設置

(11) 障がい福祉施設名産品カタログ&マップの配布（障がい福祉施設物づくり応援事業）

## 8 生活支援事業の推進

社会的に何らかの支援を必要とする方々に対して、地域で支えあう体制づくりを目指し、各種事業の展開に取り組みます。

- (1) 「生活応援隊（日常生活支援活動）」の推進
- (2) ケアタウン事業の協働推進
  - ① ケアタウン事業推進団体応援補助事業
- (3) ふらっと城山の管理及び各ふらっとスペースの運営支援

## 9 介護サービスセンター事業の推進

介護保険法に基づき要介護・要支援状態にある者に対し、利用者の心身の状況に応じ自立した日常生活が営まれるよう、適切な居宅介護支援と訪問介護のサービスを提供するとともに、障害者総合支援法に基づく身体、知的、精神障がい者及び障がい児に対しての障害福祉サービスを提供します。

また、各制度の対象外となる者や制度の中で対象外となるサービスを必要としている者に対し、自主契約ホームヘルパー派遣サービスを提供します。

- (1) 介護保険法に基づく事業
  - ① 居宅介護支援事業
    - ・ケアプランの作成（介護予防プラン作成を含む）
    - ・要介護認定等の代行申請、住宅改修理由書作成
    - ・保険者が実施する訪問調査への協力
  - ② 訪問介護事業
    - ・要介護者への身体介護、生活援助のホームヘルパー派遣
  - ③ 介護予防・日常生活支援総合事業
    - ・要支援者等への身体介護、生活援助のホームヘルパー派遣（国基準の訪問サービス）
    - ・要支援者等への生活援助のホームヘルパー等の派遣（基準緩和型の訪問サービス）

## (2) 障害者総合支援法に基づく事業

### ① 障害福祉サービス

- ・障がい者（身体、知的、精神）、障がい児への身体介護、家事援助及び通院介助のホームヘルパー派遣（居宅介護）
- ・重度視覚障がい者への同行援護従事者派遣（同行援護）

### ② 地域生活支援事業（移動支援）

- ・障がい者等が円滑に外出することができるように、移動を支援するためのホームヘルパー派遣

## (3) 自主契約ホームヘルパー派遣事業

## (4) 登録ホームヘルパー研修会の実施（年12回）

## (5) 介護サービスセンター事業の適切な運営

国の動向や介護ニーズを踏まえて、常に経営的な視点にたって事業の適切な運営に努めます。

## 10 権利擁護関係事業の推進

### (1) 日常生活自立支援事業（小田原市あんしんセンター）の実施

福祉サービス利用援助契約に基づく日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービスの提供

### (2) 法人後見事業の実施

## 11 総合相談事業の推進（地域福祉活動の基盤づくり）

市社協が実施する各種事業から受けた生活課題等の情報を事務局内で整理・共有し、個別に対応することだけでなく市社協全体の問題として捉え、相談支援関係機関との協働により問題解決と予防のための相談体制を整えます。

### (1) 各種事業窓口の連携強化

地区社協支援事業、ボランティアセンター事業、日常生活自立支援事業、資金貸付事業、ファミリー・サポート・センター事業、介護サービスセン

ター事業等

## (2) 福祉まるごと相談体制の推進

多機関の協働による包括的支援体制構築事業及び地域福祉相談支援事業の受託で配置した相談支援包括化推進員、地域福祉相談支援員等により、単独の相談支援機関だけでは対応できない「多問題を抱える世帯」「制度の狭間の問題」に、多機関との協働により問題解決に向けて取り組みます。

- ①相談支援包括化推進会議の開催（適宜）
- ②多機関との連携構築に向けた研修会（年3回）
- ③アウトリーチを通じた問題発見
- ④地域資源の把握及び開発に向けた研究
- ⑤生活支援コーディネーターと協働した地域福祉の推進

## 12 共同募金運動の活動推進

- (1) 共同募金（赤い羽根募金・年末たすけあい募金）の実施（10月1日～12月31日）
- (2) 年末たすけあい義援金の配分

## 13 各種関係団体事業への協力

- (1) 社会を明るくする運動への参加協力
- (2) 小田原市遺族会運営費助成及び運営協力

## 14 その他の事業

- (1) 火災等による被災世帯等への災害見舞金の支給（神奈川県共同募金会の「たすけあい福祉資金」と合わせて支給）
- (2) 苦情解決体制の充実

市社協が提供する各種福祉サービス等に対する苦情に適切に対応し、利用者の権利を擁護し事業の迅速な改善を図ります。

- (3) 法外援護事業（旅費・行旅病人扶助費の支給）

- (4) 生活困窮者支援事業（食糧物資の援助など）
- (5) 市内社会福祉法人の評議員確保に向けた相談受付
- (6) 生活つなぎ資金貸付事業

生活保護の申請が受理された者で、初回の保護費支給までの生活費として少額の資金を貸付

- ㊦(7) 成年後見制度利用促進（中核機関設置）に向けての検討

[受託団体・事業等一覧]

団体事務受託	小田原市受託事業	神奈川県社会福祉協議会受託事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同募金会小田原市支会</li> <li>(2) 小田原創友クラブ (小田原市老人クラブ連合会)</li> <li>(3) 小田原市遺族会</li> </ul> <p style="text-align: right;">(3 団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 小田原市食の自立支援事業</li> <li>(2) 小田原市いきいき健康事業</li> <li>(3) 小田原市ファミリー・サポート・センター事業</li> <li>(4) 小田原市アクティブシニア応援ポイント事業</li> <li>(5) 小田原市社会福祉センター管理</li> <li>(6) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業</li> <li>(7) 生活支援体制整備事業コーディネーター業務</li> <li>㊦(8) 地域福祉相談支援事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">(8 事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活福祉資金貸付事業</li> <li>(2) 日常生活自立支援事業 (小田原市あんしんセンター)</li> <li>(3) 介護に関する入門的研修事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">(3 事業)</p>